

# 西南女学院大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 西南女学院大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、西南女学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的については、建学の理念「感恩奉仕」を実践する女性の育成を使命として、学則に具体的、明確に定め簡潔に文章化している。キリスト教に基づく女子教育を基盤とした有為な人材の育成を大学の個性・特色としている。社会情勢等に対応して使命・目的等の見直しを行う体制を整備している。使命・目的、教育目的については、法人の方針も踏まえ、役員、教職員の理解と支持は適切に得られており、大学ホームページに掲載して広く社会への周知を図っている。大学の将来計画について、「地域に根ざし、地域とともに歩む大学、短期大学づくり」「教育の質が高く、学生の支援体制が充実した大学、短期大学づくり」と大学の目指す方向を掲げ、使命・目的及び教育目的、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を踏まえ策定している。使命・目的、教育目的と教育研究組織の構成、整合性については、必要な学部・学科を設置し、教育研究組織が整備されている。

#### 「基準2. 学修と教授」について

建学の精神及び教育目的を踏まえて、カリキュラムポリシーを明確に定めている。教授方法の工夫・開発及び改善を目的とした研修や授業評価アンケートなどを行っている。アドミッションポリシーに沿って入試形態を工夫している。シラバスは、学生が達成すべき行動目標、達成度評価、具体的な達成の目安、学修課題（予習・復習）などを明記して学生が能動的、主体的に学修に取り組めるように工夫が図られている。

学生の退学・休学の防止の観点から、アドバイザー教員が積極的に関わり、関係する教職員が共有してきめ細かい指導を行い、問題点の早期発見と対策に役立てている。

教育目的の達成状況の点検・評価の方法として、「授業評価アンケート」に対して教員が「リフレクションカード」を作成し、達成状況をディプロマポリシーと結びつけ、数値と記述により客観的に分析している。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為に各種法令の遵守、キリスト教に基づく女子教育を行うことを明記して、大学の使命・目的の実現、法人全体の維持・発展に向けた継続的な努力をしている。理事会は機動的・戦略的な意思決定のため、常任理事会を設置している。理事会審議を補佐し、管理運営に係る事項を審議する組織として「運営協議会」を置いて、各所属長が経営・学術両部門から出席し、コミュニケーションの向上、相互チェックに寄与している。学長は意思決定と業務執行にリーダーシップを発揮している。教授会は、学則に「大学の重要事項

を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする」として機能している。会計処理は、学校法人会計基準、学内経理関係規則にのっとり、適正な会計処理が行われている。収入に見合った予算の立案及び執行を行い、基本金組入前年度収支差額は収入超過を維持し、収支バランスを保ち、積立比率は高く安定した財務状況である。中長期計画を策定して、募集定員の100%充足、人事政策と人件費抑制計画等を目標に掲げて財政基盤の安定に向け努力している。

#### 「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価は毎年実施し、エビデンスに基づいた透明性の高い点検・評価が行われている。教育及び学生支援の意思決定や改善計画を支援し、組織横断的な活用ができる情報提供を行うため「教学 IR 推進室」を設置し、関係部署との連携、情報の収集・分析に努めている。点検評価の結果を点検評価改善報告書としてまとめ、当該年度の計画やその計画達成のために実施した行動の評価を踏まえ、具体的な改善策や次年度の見通しを記載する様式により、PDCA サイクルの意識を浸透させて改善・向上につながる仕組みとしている。

総じて、建学の精神、使命・目的に基づいた教育・研究に取り組んでいる。キリスト教に基づく女子教育を基盤として有為な人材の育成を個性・特色としている。アドミッションポリシーにのっとり適切な学生の受入れがなされて、安定した財務・経営基盤の確立に努力している。時代の変化や社会環境の変化に対応するため、学部・学科等の整備充実を図っている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.建学の精神の浸透」「基準 B.社会貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

##### 【理由】

大学の使命・目的については、建学の理念「感恩奉仕」を実践する女性の育成を使命として、学則第1条に大学の目的を「教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教を教育の基盤として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性

を涵養し、もって人類の福祉と文化の発展とに貢献する有為の人物を育成することを目的とする。」と定め、各学部・学科、別科の教育目的を学則第 2 条の 3 に具体的、明確に定めている。また、「キャンパスライフ 学生生活ガイドブック」に具体的に明示して、大学ホームページにも掲載し簡潔に文章化されている。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

### 【理由】

キリスト教に基づく女子教育及び建学の精神「感恩奉仕」を実践する女性の育成を大学の個性・特色としている。学校教育法第 83 条に基づき、学則に大学の使命・目的の明示をしており、法令に適応している。大学の使命・目的の実現のために、三つの方針を定め、大学ホームページ、入学案内において明示している。「大学教学マネジメント検討会」を設置して、社会情勢等に対応して大学の使命・目的等の見直しを行う体制を整備している。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

### 【理由】

大学の使命・目的、教育目的については、「大学教学マネジメント検討会」にて全学的な方針の検討を行い、教務委員会、教授会、「大学評議会」による審議を経て、大学での決定を行い、理事会にて決議する過程を経て、法人の方針も踏まえたもので、役員、教職員の理解と支持は適切に得られている。また、大学ホームページや入学案内に大学の使命・目的を掲載して広く社会への周知を図っている。大学の将来計画「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画 2016～2018 年度」は、「地域に根差し、地域とともに歩む大学、短期大学づくり」及び「教育の質が高く、学生の支援体制が充実した大学、短期大学づくり」を大学の目指す方向として掲げ、大学の使命・目的及び教育目的、三つの方針を踏まえて策定されている。大学の使命・目的、教育目的と教育研究組織の構成、整合性については、使命・目的を達成するために必要な学部・学科を設置し、教育研究組織が整備され

ている。

## 基準 2. 学修と教授

### 【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

### 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

建学の精神と教育目的に基づき、大学の学部・学科及び別科のアドミッションポリシーを策定し、入学案内や学生募集要項に明示するとともに大学ホームページで公表している。アドミッションポリシーに沿って、AO 入試、推薦入試、一般入試、特別入試など入試形態を工夫し実施している。入学者選抜については、「入学試験会議」で合否判定原案を策定し、最終的な合否判定は教授会・別科会で審議し、学長が教授会・別科会の意見を踏まえて決定し、公正かつ妥当な方法により適切な体制のもとに運用している。入試問題の作成に当たっては、入試部長を責任者として大学が自ら作成している。学部・学科及び別科の入学定員充足率及び収容定員充足率は、英語学科において未充足であるが、定員充足率向上のための取組みを行っており、概ね入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を確保している。

### 【参考意見】

○英語学科の収容定員が未充足であるが、入学定員充足率は向上しているため今後も入学者を確保する方策を展開することが望まれる。

### 2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 【理由】

教育目的を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針を明確に定め、「キャンパスラ

「イフ学生生活ガイドブック」や大学ホームページ等により学内外に公表している。教育課程は、大学全体と学部・学科及び別科ごとに三つの方針を定め、カリキュラムマップやカリキュラムツリーなどのツールを作成し、ディプロマポリシーを達成するための体系的な教育課程となっている。教授方法の工夫・開発及び改善を目的とした研修や授業評価アンケートなどを行い、シラバスには、学生が達成すべき行動目標、達成度評価、具体的な達成の目安、学修課題（予習・復習）などを明記し、学生が能動的、主体的に学修に取り組めるように工夫している。1年間に履修登録できる単位の上限を設定しており、免許資格取得の関係で上限を上回る学年もあるが、丁寧な指導等で単位制度の実質を保つ工夫を行っている。

### 2-3 学修及び授業の支援

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

##### 【理由】

教員と職員の協働による学生への学修及び授業支援について、「WEB サービス学生支援システム」を導入し、入学から卒業まで、学生の履修状況、成績、出席状況等の学生情報の共有を図り、一貫した支援体制を構築している。アドバイザー制度を導入し、専任だけでなく非常勤講師に対してもオフィスアワー制度を設け、学生の学修支援に対応している。実験・実習、情報科目では教育支援職員を配置し、情報系科目で SA(Student Assistant)制度を設け、教員サポートを行っている。学生の退学・休学の防止の観点から、アドバイザー教員が積極的に関わり、教務委員会等で学生の状況を把握し、関係する教職員が共有してきめ細かい指導をすることで、退学や留年を含む問題点の早期発見と対策に役立てている。学生に「学生生活に関する実態調査」や授業評価アンケートを実施し、学生の意見を取入れながら、学修及び授業支援の改善に反映する体制を整備している。

### 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

##### 【理由】

教育目的を踏まえた卒業の認定に関する方針を明確に定め、単位認定、進級及び卒業・修了の基準は、学則及び履修規程に定め、厳格に運用している。またその方針は、シラバス及び「キャンパスライフ 学生生活ガイドブック」に明示し、周知している。GPA(Grade Point Average)制度を導入し、成績評価基準として活用することで、学生一人ひとりの学

修状態に応じた学修支援を行っている。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 【理由】

教養教育課程に「総合人間学概論」を全学共通の必修科目として置き、建学の精神に基づいたキャリア教育を実施するとともに、各学部・学科で専門職の免許資格取得及び進路に対する指導体制を整えている。また、「WEB サービス学生支援システム」を導入し、情報共有の体制を整え、学生個別のキャリア形成に対応して幅広く支援体制を充実させ、細かい指導を実施している。インターンシップ制度を設け、学生へ参加を積極的に促している。保健福祉学部では専門職の学外実習も多く、年度で参加者数に偏りはみられるが、人文学部においては学生のキャリア形成に有効に活用している。高い就職率を維持し、専門職への就職も多いことから、教員及び就職課を中心に就職・進学に対する相談や支援体制を整えており、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制を整備し、適切に運営している。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価の方法として、学期ごとに授業評価アンケートを実施し、結果をもとに教員がリフレクションカードを作成し、達成状況をディプロマポリシーと結びつけ、数値と記述により客観的に分析している。授業評価の報告書は、各学科の教育内容・方法及び学修指導等の教育システム、教育環境の改善に反映している。また、在学生を対象とした「学生生活に関する実態調査」を実施、新卒者の就業先事業所等を対象に「就職受け入れ先から見た西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部卒業生の評価に関するアンケート」、卒業後3年目の卒業生を対象とした「卒業生アンケート」を実施し、教育目的の達成状況を点検・評価している。各アンケート調査の結果は報告書にまとめ、委員会での配付や学内 LAN 電子掲示板を利用して全教員に周知するとともに、大学ホームページで公表し学生等へのフィードバックを行っている。

## 2-7 学生サービス



2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生課、保健室、学生総合支援室、大学生生活協同組合など学生生活の安定のための支援に関わる組織を設置し、教員と連携しながら学生の健康、心的支援、生活相談等を適切に行っている。アドバイザー制度などを活用し、全学的な支援体制を整えている。また、学生によるピアサポーター、新入生を対象とする親睦会の実施など学科に応じた細かい支援も行っている。大学による各種特待生制度、自治体等の奨学金などを含め、経済的支援の機会を設けて活用している。学友会会則を定めて学生委員会による自主的な運営が行われており、経済支援や「リーダーズ・トレーニング」を実施している。

アドバイザー、学生課等による窓口、意見箱等で学生の意見を把握する仕組みを作り、学生生活実態調査の実施と合わせて分析・検討を行い、大学ホームページ上で公表し、学生サービスの改善・向上に役立っている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学設置基準で定める必要専任教員数を学科ごとに適切に配置し、年齢バランスを考えた採用に努めている。就業規則に沿って、「教員及び助手選考規則」「大学昇任人事に関する申し合わせ事項」を設け、適切に運用している。全教員は、年度末の「教育研究活動報告用紙」の提出のほか、学生の「授業評価アンケート」に対するリフレクションカードなどで自己点検・評価を実施している。FD 研修会を大学及び各学科で複数回実施し、教員全体の参加率を上げる工夫をし、教員の資質・能力向上への取組みを組織的に行っている。教養教育の組織上の措置及び運営については、教務委員会のもとに「教務総合人間科学小委員会」を置き、教務部長の責任のもとで実施している。教務総合人間科学小委員会のメンバーは各学科に配属された教養教育担当の教員を含めており、全学の把握と学科の意見を取入れる工夫をしている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

**【評価結果】**

基準項目 2-9 を満たしている。

**【理由】**

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と運営・管理を適切に行い、教育目的達成のために快適な教育研究環境を整える努力をしている。図書館は適切な規模であり、指定図書制度を設けるなどの工夫から利用率も高く、学生の自学自習を支援するシステムを構築している。研究室、事務室等の主だった設備に学内 LAN を整備し、情報の共有を図っている。4・5・6・7・8・9 号館の教室全てに情報コンセントを設置し、アクティブ・ラーニング等の整備とともに情報セキュリティも整えるなど、学生からの要望に応え情報環境を整備し利便を図っている。また、バリアフリー化に向けて整備のための改修と並行し、人的支援を行い合理的配慮に努めている。

授業を行う学生数は、科目や実習に応じてクラス編制を行い、学部・学科の教育にふさわしい環境を維持・管理している。

**基準 3. 経営・管理と財務**

**【評価結果】**

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**3-1 経営の規律と誠実性**

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

**【評価結果】**

基準項目 3-1 を満たしている。

**【理由】**

寄附行為において、教育基本法及び学校教育法などの各種法令を遵守し、キリスト教に基づく女子教育を行うことを明記している。「学校法人西南女学院 中期計画 自 2017(平成 29)年度 至 2021(平成 33)年度」を定め大学の使命・目的の実現、法人全体の維持・発展に向けた継続的な努力をしている。教育情報及び財務情報に関しては、大学の公式ホームページ等に公表している。

省エネルギーを促す掲示を行うこと及びデマンド監視装置による電力使用量を監視することを励行しており、環境に配慮している。人権に関しては「ハラスメントの防止等に関する規則」の制定、研修会の実施などにより配慮している。安全に関しても「西南女学院防災管理規程」を定め、「防災ガイド」の作成等により体制を整備して防災に努めている。

### 3-2 理事会の機能

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### 【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

##### 【理由】

理事会は、寄附行為において、「この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定めてその役割を明記している。機動的・戦略的意思決定のための仕組みとして常任理事会を設けている。理事会審議を補佐する組織として運営協議会を設置している。

理事の選任に関しては、寄附行為に明記され、適切に選任されている。理事の理事会への出席状況は良好であり、欠席の場合は「書面議決書」により事前に各議決に対し意思表示が明確になされている。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

##### 【理由】

学長は、大学の運営方針等の重要事項を審議する大学評議会の議長を兼ねており、大学の意思決定と業務執行におけるリーダーシップを発揮している。

学校教育法第 92 条に基づく副学長は、学則、「副学長候補者選考規程」に基づき適切に任命されており、地域連携に関する事項を担当とし、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を構築している。

教授会は学則において、「大学の重要事項を審議し学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする」とされ、機能している。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

#### 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

#### 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

#### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

**【評価結果】**

基準項目 3-4 を満たしている。

**【理由】**

理事会には、大学より学長・学部長が理事として参加しており、また管理運営に関する事項を審議する運営協議会においては、法人内の各所属長など経営と教学両部門より出席しており、両部門におけるコミュニケーションの向上及び相互チェックに寄与している。

監事の選考に関しては寄附行為に定められており、適切に選考されている。監事の理事会への出席状況は良好であり、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べている。

評議員の選考に関しても寄附行為に基づいて決定されており、評議員会への出席状況も良好である。

専任事務職員が実施している「事務職員自己点検評価」において、自己の職務点検に加え、上位者に対し意見具申ができるよう工夫されており、ボトムアップの機能を有しており、理事長のリーダーシップとバランスがとれた運営を行っている。

**3-5 業務執行体制の機能性**

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

**【評価結果】**

基準項目 3-5 を満たしている。

**【理由】**

法人本部組織を定めた「西南女学院本部規程」及び大学組織を定めた「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」により各組織及び各職務の体制、役割等を明確に規定しており、業務遂行に必要な職員の確保、配置が適切になされている。

職員の採用・昇任等については、「西南女学院事務職員、労務職員採用に関する規程」のほか各規則において明記されている。

職員の資質・能力向上に関しては、「西南女学院職員研修(SD)規程」を定め、定期的にSD(Staff Development)研修会を開催するなど組織的な取り組みを実施している。

**3-6 財務基盤と収支**

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

**【評価結果】**

基準項目 3-6 を満たしている。

**【理由】**

大学においては、一部収容定員を満たしていない学科があるものの収入に見合った予算の立案・執行により基本金組入前年度収支差額は収入超過を維持し、収支バランスは保たれている。法人においては、学生の減少に伴い短期大学部、高等学校、中学校、幼稚園の支出超過が続いている。また、人件費比率が高いなど改善を要する点はあるが積立比率は高く安定した財務基盤を確保している。

「学校法人西南女学院 中長期計画 自 2017（平成 29）年度 至 2021（平成 33）年度」を策定し、入学、募集定員の 100%充足、人事政策と人件費抑制計画等を目標に掲げ財政基盤の安定に向け努力している。

外部資金の獲得に関しては「外部資金導入促進プロジェクト」を実施し、「科研費研修会」等を開催して研究費獲得の強化を図っている。

**3-7 会計**

**3-7-① 会計処理の適正な実施**

**3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施**

**【評価結果】**

基準項目 3-7 を満たしている。

**【理由】**

会計処理は、学校法人会計基準等関連法令及び「学校法人西南女学院経理規程」等の経理関係規則にのっとり、適正な会計処理を執行している。毎年度 5 月 1 日現在の入学者数をもとに補正予算を編成し、決算とのかい離がないよう努めている。

会計監査は、監査法人により会計帳簿、証憑書類及び理事会の議事録等の確認や組織運営状況等内部統制の検証も行っている。監事及び内部監査部門による監査においても計画書に基づき厳正に実践している。また、法人全体の運営状況や中長期経営方針等について、公認会計士、監事を交えた意見交換会を実施している。

研究活動における会計については、文部科学省のガイドラインに基づき関連規則を整備し、厳格に管理している。

**基準 4. 自己点検・評価**

**【評価結果】**

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**4-1 自己点検・評価の適切性**

**4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価**

**4-1-② 自己点検・評価体制の適切性**

**4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性**

**【評価結果】**

基準項目 4-1 を満たしている。

**【理由】**

学則第 1 条の 2 において「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と定めており、自主的・自律的な自己点検・評価を実践している。

また、これに基づき「点検評価改善会議規程」を制定し、学長を議長とする「点検評価改善会議」が設置され、学部、学科、別科、FD、事務等の点検部門が業務を分担して実施しており適切な評価を行う体制である。大学は、自己点検・評価を毎年実施し、教育研究及び管理運営における内部質保証を図っている。

平成 28(2016)年度には、大学機関別認証評価に向けて、受審準備講習会を実施し、点検評価改善会議に「大学機関別認証評価部会」を設置して全教職員の協働と連携のもとで全学的に取り組んでいる。

**4-2 自己点検・評価の誠実性**

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

**【評価結果】**

基準項目 4-2 を満たしている。

**【理由】**

自己点検・評価は、「委員会別業務評価」「課別業務評価」「教育研究活動報告」「事務職員自己点検評価」により実施しておりエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実践している。また、教育及び学生支援の意思決定や改善計画を支援し、組織横断的な活用ができる情報を提供するために教学 IR 推進室を設置して、学生の評価、学生生活調査、卒業生調査等について、関係部署と連携し、情報の収集と分析に努めている。

実施された点検評価の結果は、「点検評価改善報告書」として、教職員には学内 LAN 電子掲示板で周知し、学外には大学ホームページに掲載し公表している。

**4-3 自己点検・評価の有効性**

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

**【評価結果】**

基準項目 4-3 を満たしている。

**【理由】**

各種委員会や部署において作成される点検評価報告書は、当該年度の計画やその計画達成のために実施した行動の評価を踏まえて具体的な改善策や次年度の見通しを記載する様式となっており PDCA サイクルの意識を浸透させながら、改善・向上につながる仕組みを取入れている。

自己点検・評価における計画や改善内容の一部は、「西南女学院大学・西南女学院大学短期学部 将来計画 2016～2018 年度」や法人が策定した「学校法人西南女学院 中期計画 自 2017（平成 29）年度 至 2021（平成 33）年度」に反映しており PDCA サイクルの仕組みが構築され、適切に機能している。

## 大学独自の基準に対する概評

### 基準 A. 建学の精神の浸透

#### A-1 学院に生き続ける先人の祈り

##### A-1-① マロリー館建設の本学院における意義

#### A-2 キリスト教教育の充実

##### A-2-① キリスト教教育のための環境

#### 【概評】

「マロリー館」は法人の創立に大きく関わり、歴史を記憶する場として重要な建造物となっている。先人の意志を継承し、建学の精神を象徴する場でもあり大学の中心として位置付けられている。毎日、朝の礼拝に始まり、参加可能な教職員が連絡・報告で集まることは、教職員の協働意識につながっている。チャペルアワーでは学内外の講師を招き、現代の社会的な課題について講演が行われ、撮影・録画機器及び中継システムにより「マロリーホール」以外でも視聴できるように工夫されている。「キリスト教センター」を設置し、キリスト教教育を中心に地域交流や地域連携、地域諸教会との相互理解にも寄与している。また、卒業記念としてのステンドグラスの制作、聖書学課の開催、ハンドベルクワイヤー活動、クリスマス行事の実施のほか、学園祭で各種コンサートを開催するなどさまざまに利用され、在学生のみならず教職員、同窓生からも親しまれている。

また、地域との連携において学生を積極的に参加させ具体的な活動につなげるなど、キリスト教教育のための環境を充実させることで建学の精神の浸透に努めている。

### 基準 B. 社会貢献

#### B-1 地域に根差し、地域と共に歩む大学づくり

##### B-1-① 大学が保有する知識財産、教育資源、大学諸施設など物的・人的資源の社会への提供による地域への貢献

#### 【概評】

大学は「地域に根差し、地域とともに歩む大学・短期大学づくり」を掲げ、「地域連携室」を開設した。地域連携室の室長は副学長が担い、室長、副室長をはじめとする教職員、地域連携室アドバイザーが、自治体、地元企業・施設等、地域諸団体代表者などとともに積極的に意見交換を行っている。活動は大学から発信するものと地域から持込まれるものがあるが、その内容は地域住民の食や健康に関するもの、地域の観光や地域活性化に関するもの、子育て支援に関するもの、海外の地域貢献活動に関するものなど多岐にわたっている。活動形態は公開講座、体験型イベント、ピアサポートなど工夫し、教職員や学生が積極的に活動に参画し、住民からはシニア、中学生、小学生、障がいのある子どもとそのきょうだい・保護者、企業就業者など多様な参加が得られている。さらに、実施後は地域貢献活動交流会や地域懇談会を開催し、学外構成員や地域の諸団体からの参加者などと意見交換を行い、活動の質向上への取組みも行っている。

地域への広報活動としては、大学ホームページへの地域連携室サイトの開設、北九州市役所内の記者クラブへの情報提供、オープンキャンパスなどでのパンフレットの配付などを行い、地域貢献活動の地域への周知を図っている。教職員による地域連携活動に関する共同研究費なども取得し、大学全体で地域連携活動拡大に向けた取組みを行っている。大学として組織的に地域連携活動を推進し、大学が保有する知識財産や教育資源と地域の特性を生かした地域貢献活動を行っている点は評価でき、今後更なる地域貢献活動の発展を期待したい。



